

原議保存期間	5年(平成33年3月31日まで)
有効期間	一種(平成33年3月31日まで)

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
各方面本部長

警察庁丁保発第101号
平成27年5月1日
警察庁生活安全局保安課長

猟銃等講習会における考査の運用要領について(通達)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。)第5条の3第1項に規定する講習会のうち、同法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対して行う猟銃等講習会(初心者講習会)における考査の運用要領については、「猟銃等講習会における考査の運用要領について(通達)」(平成26年4月3日付け警察庁丁保発第61号。以下「旧要領」という。)により示していたところであるが、この度、同運用要領を新たに下記のとおり定め、平成27年6月1日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い旧要領については、廃止する。

記

1 考査時間

60分とする。

なお、考査時間は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令第17条第3項に規定する講習時間には含まれない。

2 考査の出題数及び形式

50問の正誤式とする。

3 考査の出題基準

別添1のとおり。

配点方法については、1問1点とする。

4 考査問題作成上の留意事項

- (1) 考査問題の内容は、猟銃又は空気銃の所持者として必要となる基本的な知識を問うものとし、別添2の基準問題と同等の内容となるようにすること。

なお、別添2の基準問題は、正しい内容の考査問題のみを示したものであるが、誤りを含む内容の考査問題についても適宜作成すること。

- (2) いたずらに細かな知識を問う問題は出題しないこと。
- (3) 表現、用語等はできる限り平易なものにするとともに、問題文が長くなりすぎないようにすること。
- (4) 考査問題の作成例は別添3のとおりであるので、参考とすること。

5 合格基準

おおむね45点以上を合格とする。

6 その他

- (1) 講習修了証明書は、あらかじめ準備しておき、採点終了後すみやかに交付するように努めること。
- (2) 「猟銃等取扱読本」の交付は、講習会申込み時に行い、講習受講者が事前に学習できるように配慮すること。

別添1～3 略